

寝屋川流域防災ボランティア募集要綱[令和 6 年（2024 年）2 月 1 日改正]

大阪府では、大規模災害（地震、風水害）の発生時等に、府が管理する道路及び河川の被害状況を速やかに把握するため、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日（月曜日）から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日（水曜日）までの間に活動いただく「防災ボランティア」を募集します。

このうち、大阪府寝屋川水系改修工営所（以下「当事務所」という。）では、管内の河川等の被害状況を速やかに把握するため、「寝屋川流域防災ボランティア」（以下「ボランティア」という）を募集します。

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日（月曜日）付けでの登録を希望される民間事業者の方（登録の継続を含む）は、令和 6 年（2024 年）2 月 1 日（木曜日）から令和 6 年（2024 年）3 月 15 日（金曜日）の間に必ず登録の届出手続きをに行って下さい。令和 6 年（2024 年）3 月 18 日（月曜日）以降に届出された場合は、令和 6 年（2024 年）4 月 2 日（火曜日）以降の登録となりますのでご注意ください。

1 目的

当事務所管内で、大規模な災害が発生した場合やその恐れがある場合（以下「大規模災害が発生した場合等」という。）に、実施マニュアルに基づき登録のボランティアの協力を得て、当事務所が所管する施設（以下、「管理施設」という。）の被害状況を速やかに把握することで、被害の拡大防止と迅速な復旧活動を図ることを目的とします。

2 ボランティア活動の内容

当事務所管内で、大規模災害が発生した場合等に、あらかじめ登録した管理施設の点検（以下「緊急点検」という。）を行い、別途定める方法により速やかに大阪府寝屋川水系改修工営所長（以下「事務所長」という。）に報告（以下「緊急点検結果の報告」という）をしてください。

また、大規模災害が発生した場合等に、適切な緊急点検を行うことができるよう、当事務所が開催する訓練又は研修に毎年度参加をしてください。

3 登録の届出

- ① 大規模災害が発生した場合等に、自主的に管理施設の緊急点検を行っていただける民間事業者の方は、事務所長宛に登録の届出をお願いします。

【提出書類（各 2 部）】

- ・「寝屋川流域防災ボランティア」登録届出書（様式－1）
- ・点検区間届出書（様式－2）
- ・点検対象範囲を示す地図

- ② 登録の有効期限は、届出を受理した日にかかるまで、登録日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日（水曜日）までとします

- ③ 登録の受付は、令和 8 年（2026 年）3 月 16 日（月曜日）までとします。

- ④ 登録の有効期間中であっても登録内容に変更が生じた場合、速やかに事務所長に変更の届出を行うものとします。

【提出書類（各 2 部）】

- ・「寝屋川流域防災ボランティア」登録変更届出書（様式－3）

⑤ ボランティアを継続することが困難になった場合は、速やかに事務所長に廃止の届出を行うものとします。

【提出書類（各2部）】

- ・「寝屋川流域防災ボランティア」廃止届出書（様式-4）

※届出は、書留郵便等の配達記録が残る方法も可とします。

※複数の民間事業者で構成される任意団体・社団・NPO等での届出は出来ません。

平成30年（2018年）4月1日より、単体の民間事業者のみ登録を受け付ける、複数の民間事業者で構成される任意団体・社団・NPO等での登録を廃止しました。

4 届出の受理及び登録

事務所長は、ボランティア登録の届出をした民間事業者の方が活動の趣旨を十分に理解し、かつ、届け出た緊急点検を円滑に遂行できることを確認した場合に、これを受理し、ボランティアとして登録します。

なお、廃止の届出をされた民間事業者は次回（予定）の防災ボランティア（令和9年（2027年）4月1日～）の登録の届出から可能です。しかし、すでに登録の継続要件を満たしていない民間事業者については、「7 登録の継続」を適用します。

5 緊急点検結果の報告

① ボランティアは、以下に定める大規模災害が発生した場合等には、あらかじめ登録した点検施設の被害状況を自主的に把握し、別途定める方法で以下の報告期限内に事務所長に報告して下さい。なお、緊急点検の結果、管理施設に被害がなかった場合も被害無しの旨で報告をお願いします。

【緊急点検の対象】

- ・当事務所管内で震度4以上の地震が発生した場合

- ・「3 登録の届出」にて届出した点検施設が含まれる市で大雨、洪水または暴風警報が発表された場合

（ただし、点検区間が含まれる市で発表がない場合でも当事務所管内で発表された場合であれば受理）

- ・その他、事務所長が点検要請を行った場合

（届出書の記載内容にかかわらず、緊急点検等をお願いする場合があります）

【報告期限】

気象警報の場合は警報解除後、地震の場合は発災後それぞれ3日程度

【提出書類（1部）】

- 「寝屋川流域防災ボランティア」緊急点検報告書（様式-5）

② 緊急点検は、点検が安全に行える状況になったことを確認するなど、点検者の安全を最優先し、点検者が二次災害に巻き込まれることがないよう、自らが責任を持って行って下さい。

6 緊急点検結果の活用

当事務所は、ボランティアから報告を受けた点検結果を適正に管理し、二次災害防止、応急復旧及び他の関係機関への情報提供等に活用します。

7 登録の継続

次回（予定）令和9年（2027年）4月1日（木曜日）以降も引き続きボランティアを継続しようとする民間事業者の方は、令和9年（2027年）2月1日（月曜日）から令和9年（2027年）3月15日（月曜日）（予定）までに継続の届出を行って下さい。ただし、登録の有効期間中に、以下の①及び②の要件（以

下、「継続要件」という。) のいずれかを満たすことができなかったボランティアについては、緊急点検の実施が困難と認められるため、継続の届出を受理できません。また、令和 12 年度からの活動募集の開始までは、他の事務所を含め新たな登録の届出も受理できません。

なお、継続要件を満たさないボランティアに対し、個別に研修や点検の機会を設けることはありませんので、ご留意ください。

- ① 登録期間中に毎年度 1 回以上、「2 ボランティア活動の内容」に定める訓練又は研修への参加、または「5 緊急点検結果の報告」に定める報告のいずれかを実施すること。
- ② 届出書に記載されている平常時連絡先(電話・FAX・メール)に連絡が付くこと。

[注意事項]

- * 当事務所で登録の継続要件を満たさなかった場合には、他の事務所の防災ボランティアにも、新たな登録の届出ができません。その逆についても同様です。
- * ただし、2 つ以上の事務所で登録を行っている防災ボランティアが 1 つの事務所で登録の継続要件をすべて満たしている場合は、登録したすべての事務所での防災ボランティアの継続が出来るものとします。
- * また②の要件に関しては、研修訓練の案内及び事務所長からの緊急点検要請等の各ボランティアへの連絡は全てメールで行います。万一メールが使用不能の場合は電話や FAX で連絡を行う場合もありますので、必ず連絡可能な電話・FAX 番号やメールアドレスを登録してください。登録届出内容に変更があった場合は速やかに登録変更届出を行ってください。
FAX・メール送付後 1 週間以内に返信が無い場合、連絡が取れないと判断する場合がありますのでご注意ください。

8 個人情報の保護

届出書に記載されている個人情報は、大阪府個人情報保護条例に基づき適切に管理し、ボランティアに関わる連絡以外には使用しません。

なお、届出書に記載されている個人情報の提供については、届出者が本人の同意を得ているものとします。

9 活動実績の確認

当事務所で把握している各ボランティアの活動実績については、各年度当初に当事務所から各ボランティアあてに通知しますので、各ボランティアは受信後内容を確認の上、疑義等がある場合は 1 週間以内に当事務所へお問い合わせください。

【届出・問合せ先】

大阪府寝屋川水系改修工営所 建設課 企画防災グループ
大阪市城東区東中浜 4 丁目 6 番 35 号
TEL : 06-6962-7664
FAX : 06-6969-6483